令和5年4月26日

出務いただく先生方へ

東大阪市休日急病診療所

令和５年５月８日以降の休日急病診療体制について（お知らせ）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大により、当診療所におきましても、感染防止対策を実施してまいりましたが、令和５年５月８日をもって、新型コロナウイルス感染症が５類に移行するため、診療体制を以下のとおり変更してまいりますので、出務していただく前にご一読いただきたく存じます。

記

【５月８日以降の診療体制】

・感染症患者は、引き続き３診（小児科）および５診（内科）での**隔離診察**を実施

・検査（迅速キット・尿検査・心電図・レントゲン）、点滴、吸入処置（**屋外実施**）を再開

・新型コロナウイルスに関する検査は**抗原検査のみ実施可能**

**・**迅速キット（インフルエンザ・溶連菌・アデノウイルス・ＲＳＶ・ヒトメタニューモウイルス等）は、コロナ禍以前と同様に対応可（ただし、**検体採取は原則として屋外**）

・投薬については、昨今の医薬品供給不足の影響もあり、原則１日分（連休の場合は連休日数分）とし、

新型コロナウイルス陽性患者についても、投薬日数は１日分（ラゲブリオ等の抗コロナウイルス薬は採用しない）としたうえで、重症者が発生した場合には後送対応とする。

・感染防止のための防具の着用について

感染症診察室及び検体採取時　→マスク、手袋、フェイスシールド、キャップ、ガウンの着用が原則

非感染症診察室　→マスク、手袋の着用が原則（その他装具については任意）

【診療までの流れ】

①正面玄関で受付を行い、感染症患者は自家用車や待合室Ｂで診察待ち

　（受付前待合をパーテーションを用いてＡ・Ｂの待合室に仕切り、Ａは感染症患者以外が使用）

　②診察室は1診（小児）・2診（内科）を非感染症患者用、3診（小児）・5診（内科）を感染症患者用として利用し、廊下および診療室内をパーテーションを利用してゾーニング

③患者呼出は看護師が電話で行い、感染症患者は東側出入口、非感染症患者は正面玄関自動扉から入場してもらい、患者同士の接触を可能な限り避けるように配慮

　④感染症患者診察の際は、1階当直室で防護具を着用し、感染症患者用診察室（3診・5診）で診察

　　非感染症患者診察の際は、1階当直室で防護具を脱ぎ、非感染症患者用診察室(1診・2診）で診察

※他に、診療所内各所で窓やドアを開放したり、空気清浄機や換気扇を稼働させるなどして、可能な限り換気に努めております。防護衣等の着用や外気の流入により、暑かったり寒かったりする場合がございますので、先生方には着脱可能な服装でお越しいただければと考えております。

※防護具については、以下の品目を準備しておりますが、サイズや仕様等において、普段お使いいただいているものをお使いになられたい方は、ご持参のうえ使用いただいても結構です。

　【診療所で準備している物品】

キャップ、フェイスシールド、Ｎ－９５マスク、サージカルマスク、手袋、シューズカバー、

東大阪市西岩田四丁目4番38号

東大阪市休日急病診療所

連絡先：06-6789-1121

アイソレーションガウン

　　　　　　　　　　　以上